証券コード 9388
2022年５月２日

株　主　各　位

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目５番17号９階
株式会社パパネッツ
代表取締役社長　伊藤　裕昭

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、**本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年５月19日（木曜日）午後５時30分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年５月20日（金曜日）午前10時
２．場　　所　埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目５番17号９階
　　当社本社会議室
３．目的事項
　報告事項　第27期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）事業報告の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　第27期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）計算書類承認の件
　　第２号議案　剰余金処分の件
　　第３号議案　定款一部変更の件
　　第４号議案　会計監査人選任の件
　　第５号議案　役員賞与支給の件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://papanets.co.jp/index.html）に掲載させていただきます。
◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://papanets.co.jp/index.html）でお知らせいたしますのでご確認ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年３月１日から2022年２月28日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国的に発令されるなど、依然終息しておりません。感染拡大防止策を取りながら、徐々に経済状況を活況していく動きもみられておりますが、なおも経済活動の改善が見通せない状況が続きました。

このような状況を踏まえ、当社では、一層の顧客拡大に努めることはもとより、全社的な業務システムの改善によりコスト削減並びに人員計画の見直しを行い、経営体質の強化を進めてまいりました。

管理会社サポート事業中、建物定期巡回業務においては、前期同様、堅調に進捗をしてまいりました。他方マンスリーマンションの清掃並びに備品設営等の業務の売上は、企業出張者の減少、集合企業研修方法の減少、国内旅行の自粛の影響が期初の予想を上回り、予算を下回る結果となりました。

また、インテリアトータルサポート事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に行われていた、住宅建築主対象のフェアが開催されるまでには至らず、各顧客別の売上は減少したままとなり、新規顧客の開拓によって増加した分で、予算を達成できた状況です。

以上、売上高は前年度を上回ったものの、当初計画を達成することは出来ませんでしたが、上記の経営体質の強化が寄与し、昨年比の利益は大幅に増加し、コロナ禍の影響がない時のレベルまで回復しました。

この結果、当事業年度の売上高は3,629,241千円（前事業年度比2.5％増）となり、営業利益は242,130千円（前事業年度比49.5％増）、経常利益は242,851千円（前事業年度比54.5％増）、当期純利益は157,073千円（前事業年度比40.9％増）となりました。

② 今後の見通し

新型コロナウイルス感染症の影響については、次第に回復する期待はあるものの、依然不透明な状況が続くと予想されます。また、新型コロナウイルス感染症拡大以前のような出張、集合しての企業研修などは減少していくことも予想され、厳しい状態が継続することは覚悟しなければなりません。

反面、管理会社サポート事業では、昨年6月に施行された賃貸住宅管理業法も相まって、建物定期巡回サービスの引き合いが増加傾向になっております。今期においては、賃貸住宅管理業法のさらなる浸透も予想されることから、前期同様堅調な進捗をしていくことが予想されます。

また、インテリアトータルサポート事業では、住宅建築主対象の家具、カーテン販売会が小規模ながらも開催されはじめたことによって、今後は徐々に回復傾向になることと予想されます。

このことを踏まえ、2023年２月期は売上高4,001,528千円（前事業年度比10.3％増）、営業利益279,305千円（前事業年度比15.4％増）、経常利益258,985千円（前事業年度比6.6％増）、当期純利益166,245千円（前事業年度比6.6％増）をそれぞれ見込んでおります。

(2) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題
わが国経済は、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、依然として厳しい状況にありましたが企業収益については、持ち直しの動きもみられました。先行きについては感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。
このような環境下、当社は「大いなる御用聴きカンパニー」をスローガンに掲げ、既存事業の強化を進めながら、事業領域の枠にとらわれず、幅広くお客様にサービスをご提供し、次代に向けた社会に貢献できる事業の拡大を目指してまいります。そのために、当社として、対処すべき課題は、以下のように考えております。

① 人財確保・人財育成
当社の活動する業界は、労働集約型の産業でもあることから、当社事業の継続的な発展を実現するためには、人財(注１)の確保及び人財育成は最重要課題であると認識しております。そのために、新規採用、事業展開等を勘案したうえで必要な人財を適時採用する他、当社独自のカリキュラムを用いた人財共育(注２)、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。
また、当社と業務委託契約を締結する事業主等(以下「パートナー」という。)との提携も引き続き進めてまいります。
(注１) 当社では人材こそが最大の経営資源であるという考えから、人材を人財と表しております。
(注２) 当社では教育を「教えて育つのではなく、共に育つ」との考えから共育と表しております。

② 営業拠点の拡大
当社のお客様は全国広域にビジネス展開をされている企業が多数です。そのため、全国各地での業務委託を望まれております。今後は、全国配送ネットワーク(以下、「パパネット」という。)の強化と当社のパートナー並びに自社による支店・営業所の拡大が必要と考えております。

③ 事業資金の安定確保
当社では、更なる事業拡大及び安定経営を見据え、資金調達手段の多様化を計画的に行うことで、中期・長期に安定した成長のための財務強化に努めてまいります。

④ 新規事業への進出計画策定
当社は、主に不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを、全国のパートナー及びパパネットを通じて事業展開しておりますが、既存顧客のみに偏ることのない事業展開を行うことが当社の安定的な発展には必要であると考えております。そのためには、全国のパートナー及びパパネットを活用した新規事業の開拓及び業務サポートシステムの開発を常に意識して計画を策定してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第24期 2019年２月期	第25期 2020年２月期	第26期 2021年２月期	第27期 2022年２月期 当事業年度
売上高（千円）	2,835,351	3,643,856	3,541,515	3,629,241
営業利益（千円）	94,323	255,811	161,906	242,130
経常利益（千円）	93,041	253,659	157,159	242,851
当期純利益（千円）	58,349	174,381	111,443	157,073
１株当たり当期純利益（円）	338.25	1,010.91	646.05	910.57
純資産（千円）	334,284	503,491	606,309	756,483
総資産（千円）	1,227,323	1,440,372	1,961,129	1,987,360
１株当たり純資産（円）	1,937.74	2,918.65	3,514.70	4,385.27

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社をサポートする御用聴きカンパニーであります。

御用聴きカンパニーと称しているのは、多くの取引先様とお付き合いをする中で聞こえてきた「ここをもっと！」「こんなことも？」できないのかという要望に、できる限り応えることを社是とし成長の根源としているからです。当社のスタッフは、知恵を使い、現場力を発揮し、常に身近でお役に立てる“御用聴き”としてのノウハウを蓄積してきました。これら現場での工夫をブラッシュアップし、全社的に共有しながら、一つ一つをビジネス化した結果が、現在の当社です。

“御用聴き”をする当社の事業内容は、不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを行う御用聴き事業の単一セグメントです。

(8) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所（2022年２月28日現在）

名　　称	所在地
本社	埼玉県越谷市
関東支店	埼玉県越谷市
東京営業所	東京都江東区
関西支店	大阪府豊中市
九州営業所	福岡県福岡市
名古屋営業所	愛知県あま市

② 従業員の状況（2022年２月28日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
95名	45.4歳	４年６ヵ月

（注）平均勤続年数は、2015年３月の株式会社三協運輸サービスからの事業分割受入時が起点です

(9) 主要な借入先及び借入額（2022年２月28日現在）

借　　入　　先	借入残高（千円）
株式会社武蔵野銀行	324,292
株式会社埼玉りそな銀行	314,738
株式会社足利銀行	73,820
株式会社常陽銀行	73,600

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　690,000株
(2) 発行済株式の総数　172,500株
(3) 当事業年度末の株主数　８名
(4) 大株主

株　　主　　名	持　株　数	持株比率
株式会社花明	80,000株	46.38%
中本　久富	31,900株	18.49%
伊藤　裕昭	14,500株	8.41%
二田　泰久	13,300株	7.71%
宮﨑　恵子	12,100株	7.01%
柳澤　謙介	10,300株	5.97%
早坂　貴幸	10,300株	5.97%
松本寝具株式会社	100株	0.06%

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第２回新株予約権
新株予約権の数	958個
保有人数 当社従業員	 59名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	（新株予約権１個につき25株） 当社普通株式　　23,950株
新株予約権の行使価額	１株当たり2,000円
新株予約権の行使期間	2021年６月１日から2028年３月22日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、当社が株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づき提出する2021年２月期から2025年２月期のいずれかの事業年度における、発行者情報に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、経常利益が下記(a)または(b)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。 (a) 経常利益が200百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (b) 経常利益が300百万円を超過した場合 行使可能割合：100% なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
伊　藤　裕　昭	代表取締役社長	
二　田　泰　久	専務取締役	事業統括本部長兼東日本事業部長
宮　﨑　恵　子	常務取締役	管理本部長兼管理部長
柳　澤　謙　介	取締役	管理本部総務部長
早　坂　貴　幸	取締役	西日本事業部長
武　田　　茂	社外取締役	武田公認会計事務所所長 興亜監査法人代表社員 税理士法人KOA代表社員
長　池　知　己	監査役(常勤)	
澤　田　雪　児	社外監査役	澤田公認会計士事務所所長
細　川　律　夫	社外監査役	越谷総合法律事務所　弁護士
横　塚　　章	社外監査役	あかね法律事務所　弁護士

(注) 社外監査役澤田雪児氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役武田茂氏、並びに監査役長池知己氏、監査役澤田雪児氏、監査役細川律夫氏及び監査役横塚章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	報　　酬	
	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役(社外取締役除く)	5	140,800
監査役(社外監査役除く)	1	9,600
社　外　取　締　役	1	3,600
社　外　監　査　役	3	4,800
合　　計	10	158,800

(注) 1. 当事業年度末における取締役は６名、監査役は４名であります。

2. 新株予約権による報酬及び使用人兼務役員の使用人分給与は含んでおりません。

3. 2020年５月20日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額金２億円以内（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は５名です。また、2020年５月20日開催の第 25回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額金5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

4. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額7,434千円（取締役５名6,794千円、監査役１名640千円）を計上しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①個別固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、成果実績及び社会情勢等を総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあるために業績要素を一切加味しない月額固定報

酬とする。

②業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与のみとし、金銭により年1回支払いを検討する。支給基準は会社の業績及び個人の業績評価に基づき算定するため、支給しないこともある。

③非金銭報酬に関する方針

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	武田　茂	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回すべてに出席し公認会計士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	澤田　雪児	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回すべてに出席し公認会計士としての知識と経験に基づき適宜発言をおこなっております。
	細川　律夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会12回のうち10回に出席し弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言をおこなっております。
	横塚　章	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回すべてに出席し弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言をおこなっております。

５．会計監査人の状況

当社は会計監査人の設置をしておりません。

６．会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の上で最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行ってまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況

イ．取締役会

当社の取締役会は、６名の取締役(うち社外取締役１名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会を毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役会制度を採用しており、４名(うち社外監査役３名)で構成されております。監査役会は原則として毎月１回定期的な開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。

監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視し、適宜必要な意見を述べております。

また、常勤監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会にも出席し、全社的なリスク管理体制、コンプライアンスの状況を監視しております。

なお、定款において監査役の定数を５名以内としております。

(3) 内部統制システム整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

貸　借　対　照　表

（2022年２月28日現在）

（単位：千円）

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
【流動資産】	**【1,585,158】**	**【流動負債】**	**【551,248】**
現金及び預金	922,991	買掛金	26,695
売掛金	615,074	１年内返済予定長期借入金	151,512
商品	27,811	未払費用	250,574
貯蔵品	5,461	未払法人税等	67,644
前払費用	12,197	未払消費税等	18,156
その他	1,651	前受金	2,235
貸倒引当金	△30	預り金	12,019
【固定資産】	**【402,202】**	賞与引当金	10,210
（有形固定資産）	(274,982)	役員賞与引当金	12,200
建物	97,603	**【固定負債】**	**【679,628】**
車両運搬具	7,259	長期借入金	634,938
工具、器具及び備品	2,994	役員退職慰労引当金	41,338
土地	167,124	その他	3,352
（無形固定資産）	(75,191)	**負　債　合　計**	**1,230,876**
特許権	33,787	**純　資　産　の　部**	
電話加入権	451	**【株主資本】**	**【756,459】**
ソフトウェア	36,682	資本金	50,000
ソフトウエア仮勘定	4,270	（資本剰余金）	(114,450)
（投資その他の資産）	(52,028)	その他資本剰余金	114,450
長期前払費用	383	（利益剰余金）	(592,008)
繰延税金資産	25,937	利益準備金	2,903
敷金及び保証金	20,460	その他利益剰余金	
その他	5,246	別途積立金	2,000
		繰越利益剰余金	587,104
		【新株予約権】	**【23】**
		純　資　産　合　計	**756,483**
資　産　合　計	**1,987,360**	**負債及び純資産合計**	**1,987,360**

損　益　計　算　書

（2021年３月1日から2022年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,629,241
売上原価		2,498,558
売上総利益		1,130,682
販売費及び一般管理費		888,551
営業利益		242,130
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	502	
受取手数料	2,657	
為替差益	362	
その他	2,720	6,243
営業外費用		
支払利息	5,523	5,523
経常利益		242,851
特別利益		14
固定資産売却益		14
税引前当期純利益		242,866
法人税、住民税及び事業税		94,722
法人税等調整額		△8,930
法人税等合計		85,792
当期純利益		157,073

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から2022年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	114,450	114,450	2,213	2,000	437,621	441,835	606,286	23	606,309
当期変動額										
剰余金の配当				690		△7,590	△6,900	△6,900		△6,900
当期純利益						157,073	157,073	157,073		157,073
株主資本以外の項目の当期変動額合計（純額）									－	－
当期変動額合計	－	－	－	690	－	149,483	150,173	150,173	－	150,173
当期末残高	50,000	114,450	114,450	2,903	2,000	587,104	592,008	756,459	23	756,483

【個別注記事項】

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

主として総平均法を採用しております。

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～31年
車両運搬具	３年～６年
工具、器具及び備品	４年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権	８年
ソフトウエア（自社利用分）	２年～５年(社内における利用可能期間)

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日企業会計基準委員会)

① 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

② 適用予定日
2023年２月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

３．会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

４．表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

５．貸借対照表に関する注記
該当事項はありません。

６．損益計算書に関する注記
該当事項はありません。

７．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式　　172,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項
① 2021年５月20日定時株主総会の決議をもって、普通株式に対し配当を実施
当社普通株式は１株につき金40円
配当金の総額6,900,000円
剰余金の配当が効力を生ずる日　2021年５月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2022年５月20日開催予定の第27回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
配当の原資は利益剰余金
当社普通株式は１株につき金50円
配当金の総額8,625,000円
剰余金の配当が効力を生ずる日　2022年５月23日
基準日　2022年２月28日

(3) 当該連結会計年度の末日における会社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式
普通株式　23,950株

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
賞与引当金	3,498
役員退職慰労引当金	14,162
未払事業税	6,208
社会保険料	1,140
未払事業所税	688
その他	239
繰延税金資産合計	25,937

繰延税金負債	
長期前払費用	－
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産純額	25,937

９．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引金額	科目	期末残高
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	5,500	一般貨物運送業	なし	関東圏内の配送委託	271,886	未払費用	22,084

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。
２．取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

10．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産　　4,385円27銭

１株当たり当期純利益　　910円57銭

11．その他の注記

該当事項はありません。

12．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

「監査役会の監査報告」

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年３月１日から2022年２月28日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年４月14日

株式会社パパネッツ　監査役会

監　査　役（常勤）	長　池　知　己	㊞
監　査　役（社外監査役）	澤　田　雪　児	㊞
監　査　役（社外監査役）	細　川　律　夫	㊞
監　査　役（社外監査役）	横　塚　　章	㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　第27期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）計算書類承認の件

本議案は会社法第438条第２項に基づき、当社第27期計算書類のご承認をお願いするものであります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきましては、添付書類（10頁から15頁まで）に記載のとおりであります。

当社取締役会は、第27期計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第２号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりと致したいと思います。

１．配当財産の種類

金銭と致します。

２．株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり金50円

総額8,625,000円を利益剰余金から配当いたします。

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年５月23日

第３号議案　定款一部変更の件

本議案は下記の目的により定款の一部を変更することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．変更の理由

(1) 会計監査人の設置

当社は、現在、Moore 至誠監査法人により、東京証券取引所の規則に基づいて、監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものであります。

(2) 会計監査人の責任免除

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する規定が２０２２年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第１５条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第１５条）は不要となるため、これを削除するものであります。

③ 変更案第１６条は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を新設するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現　行　定　款	変　　更　　案
（機　関） 第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会	（機　関） 第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人
（新設）	
第5条～第14条（条文省略）	第5条～第14条（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（株主総会参考書類等の電子提供） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
（新設）	（書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定） 第１６条　当会社は、前条の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない事ができる。
第16条～第35条（条文省略）	第17条～第36条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（会計監査人の選任） 第３７条　当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（会計監査人の報酬等） 第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
（新設）	（会計監査人の責任免除） 第４０条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
	第7章　計算
第36条～第39条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）
（新設）	（附則） 1.変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(株主総会参考書類等の電子提供)の新設は2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3.本附則は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後これを削除する。

３．変更の日程

定款変更のため株主総会開催日	2022年５月20日（金曜日）
定款変更効力発生日	2022年５月20日（金曜日）

第４号議案　会計監査人選任の件

１．会計監査人選任の件

本議案は、「第３号議案　定款一部変更の件」に記載のとおり、会計監査人の設置に伴い、Moore 至誠監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

Moore 至誠監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えられているものと判断したためであります。

なお、本議案の内容は、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりです。

名称	Moore 至誠監査法人（モーア　シセイ　カンサホウジン）
事務所	東京都千代田区丸の内二丁目２番２号
概要	・事務所職員数（2021年12月末日現在） 代表社員　　１５名 社員　　２名 特定社員　　１名 公認会計士（非常勤含む）　　３６名 日本公認会計士協会準会員　　４名 その他職員　　４名 合計６２名 ・沿革 1980年　至誠監査法人が中央区日本橋室町に設立 1988年　石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年　国際会計ネットワークMoore Stephens（現 Moore Global Network）のメンバーファームとなる 2007年　千代田区丸の内（現在地）へ清新監査法人が移転 2015年　監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年　至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年　Moore 至誠監査法人に社名変更 ・Webサイト https://www.mooreshisei.jp/audit/

（注）監査法人Moore至誠監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法 第427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　役員賞与支給の件

当社の業績等を勘案して、当期末時点の取締役６名（うち社外取締役１名）及び監査役４名に対し、役員賞与総額12,200,000円（取締役分10,700,000円、社外取締役分300,000円、監査役分1,200,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模やこれまでの支給実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しており、相当なものであると考えております。

（なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。）

以　上